

ニューヨークにおける観光プロモーション実施事業業務委託に係る  
公募型プロポーザル 質問票への回答

1 富山県として特に発信したいテーマや重点的に訴求したい観光資源（自然、食、伝統文化、人の暮らし等）の優先順位があればご教示ください。

（回答）

特に発信したいテーマや重点的に訴求したい観光資源について、優先順位は設定していませんが、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図るうえで特に効果的と考えられるものを提案してください。

2 11月13日（木）、公邸でのレセプションの料理や飲料の材料費は本委託費の中に含まれますか。また、見積額は事業者の見込額でよいでしょうか。

（回答）

料理や飲料に係る経費については、本業務の委託費に含めることとし、必要な金額を見積もってください。

3 飲食施設等でのPRイベントにおける、演出内容の自由度（カウンター寿司、デモ形式、ペアリング演出等）や、来店者層に対する訴求イメージ（観光目的、富裕層、現地メディア等）があればご教示ください。

（回答）

飲食施設等における食を通じた観光PRの演出については、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図るうえで効果的と考えられる演出内容をご提案ください。  
また、本事業の趣旨や目的を踏まえたうえで、飲食施設等の来店者へのPRにより、高付加価値旅行者の誘客につながる内容を提案してください。

4 11月14日（金）の飲食施設等での観光PRについて、県として想定している施設の規模、業態（レストラン、バー、ポップアップ等）や来場者層（一般客、関係者、VIP等）に関する方針はありますか。また、会場使用料や飲食提供に関する費用は全て受託者側の負担となるのでしょうか。

（回答）

飲食施設等での観光PRにおける施設の規模、業態、来場者層について方針は定めていませんが、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図るうえで効果的と考えられる内容を提案してください。

また、会場使用料や飲食の提供に関する一切の費用については、本業務の委託費に含

めることとし、必要な金額を見積もってください。

5 11月14日(金)に使用予定の飲食施設等について、県での仮予約や候補施設の提示予定はありますか。提案者による手配、確保と考えてよいでしょうか。

(回答)

県での仮予約や候補施設の提示は予定していません。本県の食の魅力を効果的に発信できる飲食施設等を具体的に提案してください。

なお、正式な手配、確保にあたっては、業務開始後、県と協議のうえ決定してください。

6 JAPAN Village の催事エリアの#6、#7、茶室は必ず使用しないといけないのでしょうか。催事場としてはかなり大きいため、#6、#7のいずれかで良いと考えています。茶室を活用する計画がすでにあるようでしたら、ご教示ください。

(回答)

Japan Village 2階催事エリア#6、#7、茶室の全ての使用は必須ではなく、その一部のみでの使用も可能です。また、仕様書に記載のとおり、より効果的なPRが可能となる適当な会場があれば提案してください。

7 11月15日(土)~16日(日)に使用予定のJapan Village 2階催事エリア#6、#7、茶室の使用について、仮予約済みとありますが、会場使用料は発生しますか。有償の場合、その費用は受託者側で見積もりに含めるのでしょうか。

(回答)

Japan Village の会場使用料については、下記 URL をご参照ください。

また、会場使用料については、本業務の委託費に含めることとし、必要な金額を見積もってください。

(参考) Japan Village

<https://drive.google.com/drive/folders/17w606l5-sqzBDMkkLXriputhYvgADuxT>

8 11月14日(金)からの3日間のイベントにおいて、米や日本酒などの観光関連事業者の出展や、物品・資金による協賛を受託事業者が募ることは可能でしょうか。

(回答)

本事業の趣旨や目的を踏まえたうえで、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図ることができる内容であれば、観光関連事業者の出展を想定した企画提案も可能です。また、物品の協力を妨げるものではありませんが、資金の協力は想定して

いません。

なお、詳細については、業務開始後、県、出展事業者、会場等とも協議のうえ、決定してください。

9 Japan Village でのイベント期間中に、出展事業者による商品販売を行っても問題ありませんか。

(回答)

本事業の趣旨や目的を踏まえたうえで、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図ることができる内容であれば、本県に関係する物品や旅行商品等の販売の企画提案も可能です。

なお、詳細については、業務開始後、県、出展事業者、会場等とも協議のうえ、決定してください。

10 井波彫刻師は、すでに具体的に想定されている方がいらっしゃいますか。

(回答)

派遣する井波彫刻師については、今後、県において調整し選定を行います。

11 伝統工芸士（井波彫刻師）の現地活動における演出の自由度や希望される表現形式（実演中心、体験、映像併用など）について、県としての意向があればご教示ください。

(回答)

本事業の趣旨や目的、会場の特性を踏まえて、本県伝統工芸の魅力の発信に効果的と考えられる内容をご提案ください。

なお、詳細については、業務開始後、県、伝統工芸士及び会場とも協議のうえ、決定してください。

12 SNS 広告や投稿型プロモーションを行う場合、投稿・配信を行ってよい期間（例：イベント数週間前から、イベント終了後1ヶ月以内まで）の目安や制約があればご教示ください。あわせて、広報・プロモーションにおいて、SNS 用に富山県が提供できる素材（動画・画像等）の使用開始時期、許可条件についてもご教示ください。

(回答)

事前の広報は、イベントの集客に向けて十分な期間を確保してください。また、行事終了後も、委託契約期間の範囲内で、イベントの成果等について、積極的に情報発信をしてください。

富山県が提供できる素材については、県観光公式サイト「とやま観光ナビ」にも掲載しており、利用規約等もご確認いただけます。使用開始時期に関する制約は設けていませんが、使用する素材の具体的な内容や用途について、業務開始後、県と協議のうえ決定してください。

(参考) 県観光公式サイト「とやま観光ナビ」掲載の写真及び動画

① 写真：とやま観光ナビ フォトライブラリー

<https://www.info-toyama.com/business/images>

② 動画：とやま観光ナビ 映像ライブラリー

<https://www.info-toyama.com/videos>

13 ニューヨークで実施する各イベントにおいて、仕様書では、県が提供するパンフレット、ポスター、動画素材を用いることとありますが、既存の素材の範囲を事前に確認することは可能でしょうか。

(回答)

富山県が保有する素材については、県観光公式サイト「とやま観光ナビ」に一部掲載しています。なお、使用する具体的な素材については、業務開始後、県と協議のうえ決定してください。

(参考) 県観光公式サイト「とやま観光ナビ」掲載の素材

① パンフレット

<https://www.info-toyama.com/business/brochures>

② ポスター

<https://www.info-toyama.com/business/posters>

③ 動画素材

<https://www.info-toyama.com/videos>

14 広報・プロモーションの業務として、「イベント実施後も実施した内容について、SNS等を使って効果的に発信すること。」とありますが、SNSはどのアカウントを使用することを想定していますか。

(回答)

本事業では、富山県が保有するSNSアカウントではなく、例えば各事業者が運用できるSNS等（既存のもの又は新設）の使用を想定しています。